型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5373号	第三種マスト灯	ＭＮＭ－３Ａ	株式会社マリンテック	福岡県北九州市八幡西区穴生二丁目13番7号
第5374号	第四種マスト灯	ＭＮＭ－２Ａ	〃	〃
第5375号	第二種舷灯（緑）	ＭＮＳ－２Ａ	〃	〃
第5376号	第二種舷灯（紅）	ＭＮＰ－２Ａ	〃	〃
第5377号	第二種両色灯	ＭＮＢ－１Ｂ	〃	〃
第5378号	第二種船尾灯	ＭＮＴ－２Ａ	〃	〃
第5379号	第二種白灯	ＭＮＷ－２Ａ	〃	〃
第5380号	第二種紅灯	ＭＮＲ－２Ａ	〃	〃
第5381号	第二種緑灯	ＭＮＧ－２Ａ	〃	〃

○国土交通省告示第四百二十七号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十五日　国土交通大臣　石井　啓一

本則の表利率欄中「〇・四パーセント」を「〇・三パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項、同表二の項、同表三のイ及びロの項並びに同表四の項利率欄中「〇・六パーセント」を「〇・四パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十八年二月十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十五日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　施行者の名称　宮城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年東北地方整備局告示第百八号気仙沼都市計画道路事業　三・四・四号片浜鹿折線

三　事業施行期間　自平成二十六年七月十八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十五日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂一三番二一から同町松島字普賢堂五四番四まで	前	九・三〇～一〇・八〇メートル	〇〇・一四八キロメートル
	後	一一・八〇～一二・三五メートル	〇〇・一四八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十五日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県宮城郡松島町松島字普賢堂一三番二一から同町松島字普賢堂五四番四まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月二十五日

国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

安倍内閣の平成二十六年七月一日における閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」における公文書等の管理に関する法律第四条の運用に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

安倍総理の「憲法改正について何か議論する資格があるんですか」との答弁に関する再質問主意書（逢坂誠二提出）

平成二十七年八月三日の参議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会における横畠法制局長官の答弁に関する質問主意書（逢坂誠二提出）

軍歴証明に関する質問主意書（古本伸一郎提出）

答弁書受領

二月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員階猛提出若年就業者の実質所得に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出尖閣諸島国有化当時の外務省の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員大串博志提出諸外国における一階部分の年金積立金の運用状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信提出省庁の非通知電話に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子提出国会審議への遅刻で防衛省幹部が処分されたことに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員本村賢太郎提出大和トンネル付近の渋滞に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

二月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

平成二十八年二月二十四日（水曜日）

午前十時開議

第一　自殺対策基本法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出）

第二　戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案（第百八十九回国会衆議院提出）

答弁書受領

二月二十三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ提出同一労働同一賃金の実現に関する質問に対する答弁書（第四七号）

参議院議員有田芳生提出国の公用車における低公害車の使用などに関する質問に対する答弁書（第四八号）

参議院議員吉川沙織提出東ね法案に関する再質問に対する答弁書（第四九号）